

「海域の窒素・りんに係る暫定排水基準の見直し案」に対するパブリックコメントの実施結果について

I. 概要

「海域の窒素・りん暫定排水基準に係る技術検討会」を設置して検討した結果を踏まえて取りまとめた、「海域の窒素・りんに係る暫定排水基準の見直し案」について意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめました。

- ・意見募集期間：令和5年5月2日（火）～令和5年6月2日（金）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-Gov）、環境省ホームページ
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

II. 意見の提出状況

○意見提出者数：2名・団体

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	
民間事業者	
地方自治体	
市民団体・その他の団体	
個人	
不明	2
合計	2

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

III. お寄せいただいた意見とこれに対する考え方

別紙のとおり

番号	御意見の概要	御意見に対する対応
1	<p>対象が天然ガス鉱業、豚の畜産農業、バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業、酸化コバルト製造業に限られているが、陸上養殖が入っていないのは問題ではないか？</p> <p>現在、大手の商社がこぞって陸上養殖施設建設に動いているため、今後、しっかり基準を設けて、モニターしていくことが必要ではないか。陸上養殖も含めた案とすべき。</p>	<p>暫定排水基準は、平成5年に窒素及びりん一般排水基準が設定された際に、直ちに一般排水基準を達成することが困難であると認められる業種等について設定された経過措置であり、現在は4業種に適用されております。前記以外の業種については、特定施設を有する全ての工場及び事業場に対して、より厳格な一般排水基準が適用されることとなります。</p> <p>なお、陸上養殖施設は特定施設に指定されておりませんが、特定施設の追加については今回の意見募集の範囲外です。ご意見は今後の施策立案の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>(別紙)に記載の見直し案について、排水基準を定める省令の附則別表を改正しようとするものであるとの理解で差し支えないか。他の箇所からある程度推定することが可能であるとしても、改正対象の条項を明らかにしないのでは、「具体的かつ明確な内容のもの」(行政手続法第39条第2項)、「何をどのように定めることとしているかが網羅的に明示されている」(行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について(平成18年総管第139号)4)とは言えず、意見募集手続の要件を満たしていないのではないか。</p>	<p>御認識の通り、今回改正対象とするのは排水基準を定める省令の附則別表です。</p> <p>意見募集の対象となった(別紙)「海域の窒素・りんに係る暫定排水基準の見直し案」において、参考条文として改正対象となる省令の条項及び附則別表を明示していることから、要件を満たしているものと考えています。</p>